

資料 3

6月12日 食品衛生分科会

文書による報告品目に関する資料

### (3) 文書による報告品目

#### ① 農薬

- ・ 1-ナフタレン酢酸（適用拡大）…………… 1
- ・ グルホシネート（適用拡大）…………… 4
- ・ クロルフェナピル（適用拡大）…………… 11
- ・ スピロテトラマト（新規+インポートトレランス申請） 16
- ・ テブコナゾール（適用拡大+インポートトレランス申請） 21
- ・ メトキシフェノジド（適用拡大）…………… 27

#### ② 動物用医薬品

- ・ カルプロフェン（暫定基準の見直し）…………… 32

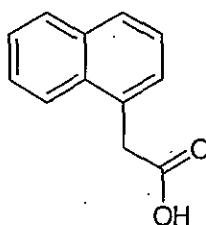
#### ③ 農薬及び動物用医薬品

- ・ 24剤一括削除…………… 35

#### ④ 器具容器包装

- ・ 合成樹脂加工紙製容器包装（乳等省令）  
(使用できる合成樹脂の追加)…………… 74

1-ナフタレン酢酸 (1-Naphthaleneacetic acid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	オーキシン様活性を示す植物成長調整剤である。植物の成長に対して使用時期や濃度により阻害又は促進する活性を示し、温州みかんの幼果の生理落果助長及び夏秋梢伸長抑制、りんご、なし、かんきつ等の成熟期の収穫前落果抑制、果菜類の着果促進、果実肥大、挿木発根伸長促進等の作用があるものと考えられている。										
適用作物／使用目的等	温州みかん／全摘果、メロン／ネット形成促進及び果実肥大促進 等										
我が国の登録状況	温州みかん、メロン等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、おうとう等に、オーストラリアにおいてりんご、なし等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.15mg/kg 体重/day          [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口)          無毒性量 15 mg/kg 体重/day          安全係数 100          遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。          残留の規制対象物質: 1-ナフタレン酢酸 (抱合体を含む) とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.8	幼小児 (1~6歳)	2.3	妊婦	0.8	高齢者 (65歳以上)	0.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.8										
幼小児 (1~6歳)	2.3										
妊婦	0.8										
高齢者 (65歳以上)	0.8										
意見聴取の状況	平成24年3月23日～平成24年4月21日パブリックコメント実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
メロン類果実	0.2	0.2	○			0.078(#), 0.040(#)
みかん なつみかんの果実全体	0.5 5	0.5	○ 申			0.029, 0.009, 0.200, 0.107, 0.107, , 0.086 0.666, 1.84(#,\$)
レモン	5		申			かぼす参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	0.1	申			かぼす参照
グレープフルーツ	5		申			かぼす参照
ライム	5		申			かぼす参照
その他のかんきつ類果実	5	0.1	申			2.15(#)(すだち), 1.76(かぼす)
りんご	0.5	0.5	○			0.144(#,\$), 0.028(#)
日本なし	0.3	0.3	○			0.045(#), 0.066(#)
西洋なし	0.3	0.3				
マルメロ	0.3	0.3				
とうとう(チェリーを含む。)	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【<0.04(n=2)(米国)】
その他の果実	0.1	0.1				
その他のスパイス	20	20	○			

○:既に、国内において農薬登録のあるもの。

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの。

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績。

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す。

## 1-ナフタレン酢酸

食品名	残留基準値 ppm
メロン類果実	0.2
みかん なつみかんの果実全体	0.5 5
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	5
りんご	0.5
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	0.1
その他の果実 <sup>注2)</sup>	0.1
その他のスパイス <sup>注3)</sup>	20

※今回基準値を設定する1-ナフタレン酢酸には、抱合体が含まれる。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、どうがらし、ペプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

グルホシネート (Glufosinate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があつたもの。										
構造式	<p style="text-align: center;">グリホシネート                    グリホシネートP</p> <p style="text-align: center;">* ラセミ体製材                    * L 体製材</p>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	アミノ酸系除草剤である。グルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害して殺草活性を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	かんきつ／一年生雑草、ぶどう／多年生雑草 等										
我が国の登録状況	かんきつ、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1991年及び1999年に JMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はバナナ、ばれいしょ等に設定されている。米国、カナダ、歐州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてとうもろこし、小麦等に、EUにおいてレモン、キウイ等に、オーストラリアにおいてベリー類果実、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0091 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.91 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：穀類、豆類、種実類及びてんさいについては、グルホシネート、代謝物B (3-メチルホスフィニコプロピオン酸) 及びE (N-アセチルグルホシネート) とし、その他の食品については、グルホシネート及び代謝物Bとする。</p>										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>32.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>68.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>30.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	32.6	幼小児 (1~6歳)	68.5	妊婦	26.7	高齢者 (65歳以上)	30.1
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	32.6										
幼小児 (1~6歳)	68.5										
妊婦	26.7										
高齢者 (65歳以上)	30.1										
意見聴取の状況	平成24年3月23日～平成24年4月21日パブリックコメント実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホシ ネット)	登録 有無 (グルホシ ネットP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○	○			0.06,0.05
小麦	0.2	0.2	○				0.03,0.04
大麦	0.5	0.5	○				<0.2,<0.2
とうもろこし	0.1	0.1	○	○	0.1		<0.09,<0.09
そば	0.3	0.3	○	○			
大豆	2	2	○	○	2		<0.04,0.08
小豆類	2	2	○	○	2		
えんどう	3	3	○	○	3		
そら豆	2	2	○	○	2		
らっかせい	0.1	0.1	○	○			<0.02,<0.02
その他の豆類	3	3	○	○	3		
ばれいしょ	0.2	0.2	○	○	0.5		<0.03,<0.03
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.2	○	○			<0.03,<0.03(#)
かんしょ	0.1	0.1	○	○			<0.02,<0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○	○			0.04,<0.03(#)
こんにゃくいも	0.2	0.2	○	○			0.04(#),<0.03(#)
てんさい	0.9	0.9			0.05	0.9 アメリカ	[0.05(#)-0.94(#)(n=14)(米国)]
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	0.3	○				<0.02(#),0.06(\$) (はつかだいこん)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3	0.3	○				<0.02(#),0.07(\$) (はつかだいこん)
かぶ類の根	0.1	0.1	○				<0.02,<0.02
かぶ類の葉	0.1	0.1	○				<0.02,<0.02 (水稻参照)
クレソン	0.3	0.3	○	○			<0.03(#),<0.03(#)
はくさい	0.2	0.2	○				<0.03(#),<0.03(#)
キャベツ	0.2	0.2	○	○			<0.03,<0.03
ブロッコリー	0.2	0.2	○				<0.05(#),<0.05(なばな)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2	○				
ごぼう	0.2	0.2	○				<0.05,<0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.2	0.2	○				<0.03,<0.03(#)
その他のきく科野菜	0.5	0.5	○				<0.12,<0.12(食用ぎく)
たまねぎ	0.2	0.2	○		0.05		<0.02,0.05
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○				0.03,<0.03
にんにく	0.3	0.3	○				<0.10,<0.10
にら	0.2	0.2	○				<0.03,<0.03
アスパラガス	0.2	0.2	○		0.05		<0.04,<0.04
にんじん	0.1	0.1	○	○	0.05		<0.02,<0.02
パセリ	0.7	0.7	○				<0.3,<0.3
セロリ	0.2	0.2	○				0.03,<0.03
みつば	0.2	0.2	申	○			0.03(\$),<0.02 (水稻参照)
その他のせり科野菜	0.3	0.3	○	○			
トマト	0.2	0.2	○	○			<0.03(#),<0.03(#)
ピーマン	0.2	0.2	○	○			<0.03,<0.03
なす	0.2	0.2	○	○			<0.03,<0.03
その他のなす科野菜	0.2	0.2	○				<0.03,<0.03
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○	○			<0.03,<0.03
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○				<0.03(#),<0.03(#)
しろとうり	0.3	0.3	○				<0.07,<0.07
すいか	0.1	0.1	○	○			0.02,<0.02
メロン類果実	0.3	0.3	○	○			<0.03,0.09(#)
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○				<0.03,<0.03(にがうり)
ほうれんそう	0.1	0.1	○	○			<0.02,<0.02
たけのこ	0.2		申				<0.05,<0.05
オクラ	0.1	0.1	○				0.02,<0.02(#)
しょうが	0.3	0.3	○				<0.03,0.10(しょうが)/0.05,0.04(葉しょ うが)
未成熟えんどう	0.2	0.2	○	○			<0.03,<0.03(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.05	0.05	○	○	0.05		<0.009,<0.009(さやいんげん)
えだまめ	0.2	0.2	○	○			<0.02,0.04
その他の野菜	0.3	0.3	○	○	0.05		0.012,<0.009(食用桑),(水稻参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホシ ネット)	登録 有無 (グルホシ ネットP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○	○	0.1		<0.03,<0.03 (みかん参照)
レモン	0.2	0.2	○	○	0.1		(みかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	0.2	○	○	0.1		(みかん参照)
グレープフルーツ	0.2	0.2	○	○	0.1		(みかん参照)
ライム	0.2	0.2	○	○	0.1		(みかん参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2	○	○	0.1		<0.03,<0.03
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.2	0.2	○	○	0.05		<0.03(H),<0.03 <0.03,<0.03 <0.02(H)/<0.02(H)(P) (西洋なし参照) 0.03(H),0.03(H)
もも	0.2	0.2	○	○			0.05,<0.04
ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。)	0.1 0.3 0.1	0.1 0.3 0.1	○ ○○ ○	○ ○○ ○	0.05 0.05 0.05		0.012,<0.012 (うめ参照) 0.015,<0.012
うめ	0.3	0.3	○	○	0.05		<0.012,0.053(S)
おうとう(チェリーを含む。)	0.3	0.3	○	○	0.05		<0.03,0.09
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	0.5 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.5	0.5 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.5		<0.02,0.11(S) 0.02,0.02 <0.03(H),<0.03(H)(食用桑(果実))
ぶどう かき	0.2 0.1	0.2 0.1	○ ○	○ ○	0.1 0.05		<0.03,<0.03 <0.02(H),<0.02
バナナ キウイ パシピヤ アボカド パインアップル グアバ マンゴー <sup>1</sup> パッションフルーツ なつめやし	0.2 0.2 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	0.2 0.2 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0.2 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05		<0.03(H),0.04 (果樹類参照) (果樹類参照) (果樹類参照) (果樹類参照) (果樹類参照) (果樹類参照) (果樹類参照) (果樹類参照)
その他の果実	0.2	0.2	○	○	0.1		<0.02,0.03(S)(いちじく)
ひまわりの種子 緑実 なたね	5 4 5	5 4 5			5 4 5	4	アメリカ 【0.17-3.33(n=29)(米国)】
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.1 0.2 0.1 0.1 0.1 0.1	0.1 0.2 0.1 0.1 0.1 0.1	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1		<0.02(H),<0.02 <0.03(H),<0.03(H)
茶 ホップ	0.3 0.2	0.3 0.2	○ 申	○ 申			0.09(H),<0.03(H) <0.05,<0.05(P)
その他のスパイス その他のハーブ	0.5 0.5	0.5 0.5	○ ○	○ ○			0.17(S),0.03(さんしょう) <0.12,<0.12(しそ)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホシ ネット)	登録 有無 (グルホシ ネットP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
豚の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
牛の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ
豚の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ
牛の肝臓	6	6			0.1	6	アメリカ
豚の肝臓	6	6			0.1	6	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6	6			0.1	6	アメリカ
牛の腎臓	4	4			0.1	6	アメリカ
豚の腎臓	4	4			0.1	6	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4	4			0.1	6	アメリカ
牛の食用部分	6	6			0.1	6	アメリカ
豚の食用部分	6	6			0.1	6	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6	6			0.1	6	アメリカ
乳	0.02	0.02			0.02	0.15	アメリカ
鶏の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
鶏の脂肪	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
鶏の肝臓	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ
鶏の腎臓	0.5	0.5			0.1	0.6	アメリカ
その他の家きんの腎臓	0.5	0.5			0.1	0.6	アメリカ
鶏の食用部分	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ
鶏の卵	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
その他の家きんの卵	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	0.05			0.05		
なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	0.05			0.05		

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの。

○:既に、国内において農薬登録のあるもの。

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの。

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績。

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す。

推:推定される残留量であることを示す。

## グルホシネット

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.3
小麦	0.2
大麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.3
大豆	2
小豆類 <sup>注1)</sup>	2
えんどう	3
そら豆	2
らっかせい	0.1
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	3
ばれいしょ	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2
かんしょ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.2
こんにゃくいも	0.2
てんさい	0.9
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.1
クレソン	0.3
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	0.2
ごぼう	0.2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.3
にら	0.2
アスパラガス	0.2
にんじん	0.1
パセリ	0.7
セロリ	0.2
みつば	0.2
その他のせり科野菜 <sup>注5)</sup>	0.3
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜 <sup>注6)</sup>	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.2
ほうれんそう	0.1
たけのこ	0.2
オクラ	0.1

※今回残留基準を設定するグルホシネットとは、農産物(穀類、豆類、種実類及びてんさいに限る。)にあっては、グルホシネットをグルホシネットアンモニウム塩に換算したもの、3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネットアンモニウム塩に換算したもの及びN-アセチルグルホシネットをグルホシネットアンモニウム塩に換算したものの和をいい、農産物(穀類、豆類、種実類及びてんさいを除く。)及び畜産物にあっては、グルホシネットをグルホシネットアンモニウム塩に換算したもの及び3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネットアンモニウム塩に換算したものの和をいう。なお、グルホシネットには、グルホシネットアンモニウム塩及びグルホシネットPが含まれる。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。

注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

グルホシネット

食品名	残留基準値 ppm
しょウガ	0.3
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.2
その他の野菜 <sup>注8)</sup>	0.3
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 <sup>注9)</sup>	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.1
マルメロ	0.1
びわ	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	0.3
すもも(ブルーイングを含む。)	0.1
うめ	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	0.3
いちご	0.5
ラズベリー	0.1
ブラックベリー	0.1
ブルーベリー	0.1
クランベリー	0.1
ハックルベリー	0.1
その他のベリー類果実 <sup>注10)</sup>	0.5
ぶどう	0.2
かき	0.1
バナナ	0.2
キウイ	0.2
パパイヤ	0.1
アボカド	0.1
パイナップル	0.1
グアバ	0.1
マンゴー	0.1
パッションフルーツ	0.1
なつめやし	0.1
その他の果実 <sup>注11)</sup>	0.2
ひまわりの種子	5
綿実	4
なたね	5
ぎんなん	0.1
くり	0.2
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 <sup>注12)</sup>	0.1
茶	0.3
ホップ	0.2
その他のスパイス <sup>注13)</sup>	0.5

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょウガ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注13)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょウガ、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

グルホシネット

食品名	残留基準値 ppm
その他のハーブ <sup>注14)</sup>	0.5
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注15)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.4
豚の脂肪	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4
牛の肝臓	6
豚の肝臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6
牛の腎臓	4
豚の腎臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4
牛の食用部分 <sup>注16)</sup>	6
豚の食用部分	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6
乳	0.02
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん <sup>注17)</sup> の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.5
その他の家きんの腎臓	0.5
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05
なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05

注14)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クロルフェナピル (Chlorfenapyr)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ピロール環を有する殺虫剤である。作用機構はミトコンドリアにおける酸化的リン酸化を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用害虫等	りんご／キンモンホソガ、もも／ミカンキイロアザミウマ 等										
我が国の登録状況	りんご、もも等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、歐州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてなす科野菜等に、EUにおいて茶等に、オーストラリアにおいてりんご、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量 (ADI) 0.026 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 1年間 慢性神経毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フロルフェナピルとする。										
暴露評価	EDI／ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6歳)</td> <td>42.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>25.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI／ADI比 (%)	国民平均	23.4	幼小児 (1～6歳)	42.9	妊婦	17.8	高齢者 (65歳以上)	25.1
	EDI／ADI比 (%)										
国民平均	23.4										
幼小児 (1～6歳)	42.9										
妊婦	17.8										
高齢者 (65歳以上)	25.1										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(あずき)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	0.03	○			<0.005(#),0.006
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)
てんさい	0.5	0.5	○			0.12(\$),0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			0.014,0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	3	3	○			0.27,1.42(\$)
かぶ類の根	0.2	0.2	○			0.02,0.05(\$)0.02,.0.04
かぶ類の葉	15	15	○			9.60,4.66/9.52,5.37
はくさい	2	0.5	○・申			0.64,0.48
キャベツ	1	1	○			0.33,0.30
芽キャベツ	0.3	0.3	○			<0.05,0.08
ケール	10	10	○			(みずな参照)
こまつな	5	5	○			2.84,2.28
きょうな	10	10	○			1.28,4.86(みずな)
チンゲンサイ	10	10	○			(みずな参照)
カリフラワー	1	1	○			0.38(\$),0.154
ブロッコリー	3	1	○・申			1.10(\$),0.27 (葉))
その他のあぶらな科野菜	10	10	○			
しゅんぎく	20		申			12.0,13.4
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○			7.58,4.38/
その他のきく科野菜	20	20	○			4.88,11.6(\$) (サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			1.30(\$),0.74(葉ねぎ)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.20,0.02
その他のゆり科野菜	0.7	0.7	○			0.22(\$),0.14(葉にんにく)
にんじん	0.2		申			0.04,0.02
セロリ	3	3	○			1.39,1.36
みつば	3	3	○			1.3,0.8
その他のせり科野菜	2	2	○			0.6(\$),<0.3(あしたば)
トマト	1	1.0	○			0.35,0.48(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.20,0.36(\$)
なす	1	1	○			0.324(\$),0.164
その他のなす科野菜	5	5	○			2.35,0.90(しじとう)
きゅうり(ガーベンを含む。)	0.5	0.5	○			0.166,0.118
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.06,0.12(\$)
しろうり	1	1	○			きゅうりの作物残留試験成績の2倍と して設定した。
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
その他のうり科野菜	1	1	○			0.4(\$),0.2(にがうり)
ほうれんそう	3		申			1.06(\$),0.68
オクラ	0.7	0.7	○			0.22,0.30
しとうが	0.05		申			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	2	2	○			0.58,0.96(#,\$)(未成熟えんどう)
未成熟いんげん	0.5		申			0.12;0.15(さやいんげん)
えだまめ	5		申			0.46,1.67(\$)
その他の野菜	5	2	○・申			(えだまめ参照)
みかん	0.3	0.3	○			0.07(\$),0.03(散布)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.35,0.73
レモン	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	2	○			0.60,0.69
日本なし	1	1	○			0.35,0.28
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
マルメロ	0.5	0.5				
びわ	0.5	0.5				
もも	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ネクタリン	1	1	○			0.28, 0.45
あんず(アプリコットを含む。)	2		申			(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.5	0.5	○			0.10, 0.18
うめ	2		申			0.52(\$), 0.38
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○			0.32(\$), 0.12
いちご	5	5	○			0.30, 1.54(\$)
ぶどう	5	5	○			0.08, 0.84/2.39(\$), 0.83
かき	1	1	○			0.39(\$), 0.14
バナナ	2	2	○			0.28, 0.83
キウイ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
マンゴー	0.3	0.3	○			0.085, 0.080
その他の果実	2	2	○			0.74, 0.74(ゴレンジ)
綿実	0.5	0.5				
茶	40	40	○			30.8(\$), 15.8/20.3, 28.6(荒茶) 0.36, 0.22/0.38, 0.64(浸出液)
その他のスパイス	10	10	○			3.90(\$), 1.69(みかん果皮)
その他のハーブ	10	10	○			3.93, 4.94(よもぎ)
牛の筋肉	0.01	0.01				
豚の筋肉	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05	オーストラリア	
乳	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
鶏の卵	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの。

○:既に、国内において農薬登録のあるもの。

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの。

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績。

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す。

## クロルフェナピル

食品名	残留基準値 ppm
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
てんさい	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	3
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	15
はくさい	2
キャベツ	1
芽キャベツ	0.3
ケール	10
こまつな	5
きょうな	10
チングンサイ	10
カリフラワー	1
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜 <sup>注2)</sup>	10
しゅんぎく	20
レタス(サラダ菜及びちじやを含む。)	20
その他のきく科野菜 <sup>注3)</sup>	20
ねぎ(リーキを含む。)	3
アスパラガス	0.5
その他のゆり科野菜 <sup>注4)</sup>	0.7
にんじん	0.2
セロリ	3
みつば	3
その他のせり科野菜 <sup>注5)</sup>	2
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 <sup>注6)</sup>	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろうり	1
すいか	0.05
その他のうり科野菜 <sup>注7)</sup>	1
ほうれんそう	3
オクラ	0.7
しようが	0.05
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	5
その他の野菜 <sup>注8)</sup>	5
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、ペースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

クロルフェナピル

食品名	残留基準値 ppm
その他のかんきつ類果実 <sup>注9)</sup>	2
りんご	2
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.5
びわ	0.5
もも	0.05
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(ブルーンを含む。)	0.5
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	5
ぶどう	5
かき	1
バナナ	2
キウイ	0.05
マンゴー	0.3
その他の果実 <sup>注10)</sup>	2
綿実	0.5
茶	40
その他のスパイス <sup>注11)</sup>	10
その他のハーブ <sup>注12)</sup>	10
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注13)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 <sup>注14)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注15)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、がき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、ペプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

スピロテトラマト (Spirotetramat)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請及びインポートトレランス(IFT)制度に基づく基準値設定の要請があったもの。										
構造式	<p>The chemical structure shows a chromene core with a methyl group at position 2 and a 2-methylpropanimidamide side chain at position 3. The imidamide group consists of a carbonyl group (C=O) attached to a nitrogen atom, which is further bonded to a methyl group (CH3) and a hydrogen atom (H).</p>										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	環状ケトエノール系に属する殺虫剤である。アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類等のアセチルCoAカルボキシラーゼを阻害（脂質合成を阻害）することにより殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	農薬登録申請：きゅうり／ハダニ類、なす／アブラムシ類 等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	2008年に JMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はばれいしょ、トマト、仁果果実等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国でいちご、あぶらな科野菜等に、カナダでりんご、キャベツ等に、オーストラリアでかんきつ類、マンゴー等に、EUでオレンジ、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.12 mg/kg 体重/day          [設定根拠] 2年間 発がん性試験 (ラット・混餌)          無毒性量 12.5 mg/kg 体重/day          安全係数 100          遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。          残留の規制対象物質：スピロテトラマト及び代謝物M1【シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4,5]デカ-3-エン-2-オン】とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>20.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>39.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>20.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	20.1	幼小児 (1~6歳)	39.0	妊婦	15.4	高齢者 (65歳以上)	20.2
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	20.1										
幼小児 (1~6歳)	39.0										
妊婦	15.4										
高齢者 (65歳以上)	20.2										
意見聴取の状況	平成24年3月23日～平成24年4月21日パブリックコメント実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	5		IT	5	アメリカ	[0.020-1.890(n=25)(米国)]
小豆類	3		IT	2.5	アメリカ	[<0.020-0.705(n=9)(米国いんげん)]
えんどう	3		IT	2.5	アメリカ	[0.036-0.694(n=6)(米国)]
その他の豆類	3		IT	2.5	アメリカ	【米国豆類参照】
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	1 0.6	0.8 0.6	申	0.8	0.6 アメリカ	[<0.020-0.366(n=20)(米国)] 0.15/0.40(\$)
かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.6 0.6	0.6 0.6			0.6 アメリカ	【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.6	0.6			0.6 アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	7	7		7		
かぶ類の葉	7	7		7		
グレソン	7	7		7		
はくさい	7	7		7		
キャベツ	2	0.3		2		
芽キャベツ	1	1				
ケール	7	7		7		
こまつな	7	7		7		
きょうな	7	7		7		
チングンサイ	7	7		7		
カリフラワー	1	1		1		
ブロッコリー	1	1		1		
その他のあぶらな科野菜	7	7		7		
チコリ	7	7		7		
エンダイブ	7	7		7		
しゅんぎく	7	7		7		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	7	3		7		
その他のきく科野菜	7	7		7		
たまねぎ	0.5	0.5		0.5	オーストラリア	[<0.04-0.16(n=8)(豪州)]
パセリ	5	5				
セロリ	5	5		4		
その他のせり科野菜	5	5				
トマト	3	1	申	1		0.42(\$) / 0.44 / 0.73(\$) / 1.04(\$)
ピーマン	10	1	申	1		1.15(\$) / 1.95 / 2.07(\$) / 3.03(\$)
なす	2	1	申	1		0.42(\$) / 0.48 / 0.55 / 0.55(\$)
その他のなす科野菜	10	7	申	1		(しとう 1.94(\$) / 2.08 / 2.58(\$) / 3.86(\$))
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	0.2	申・IT	0.2	オーストラリア	[<0.04-0.23(n=12)(豪州)]
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	0.2	IT	0.2	オーストラリア	0.20 / 0.29(\$) / 0.35 / 0.38(\$)
しろうり	0.2	0.2		0.2		【豪州きゅうり参照】
すいか	0.1	0.03	申	0.2		<0.02 / <0.02 / <0.02(\$) / <0.02(\$)
メロン類果実	0.1	0.03	申	0.2		<0.02 / <0.02 / <0.02(\$) / <0.02(\$)
まくわうり	0.03	0.03		0.2		
その他のうり科野菜	7	7		0.2		
ほうれんそう	7	7		7		
オクラ	1	1		1		
じょうが	0.6	0.6		0.6 アメリカ		【米国ばれいしょ参照】
未成熟えんどう	3		IT	2.5 アメリカ		[0.556-1.194(n=4)(米国さやえんどう)]
未成熟いんげん	3		IT	2.5 アメリカ		[0.046-0.621(n=8)(米国さやいんげん)]
えだまめ	3		IT	2.5 アメリカ		【米国豆類参照】
その他の野菜	7	7		7		
なつみかんの果実全体	1	1		0.5 1	オーストラリア	【豪州オレンジ、マンダリン参照】
レモン	1	1		0.5 1	オーストラリア	【豪州オレンジ、マンダリン参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1		0.5 1	オーストラリア	[<0.04-0.32(n=13)(豪州)]
グレープフルーツ	1	1		0.5 1	オーストラリア	【豪州オレンジ、マンダリン参照】
ライム	1	1		0.5 1	オーストラリア	【豪州オレンジ、マンダリン参照】
その他のかんきつ類果実	1	1		0.5 1	オーストラリア	[<0.04-0.32(n=8)(豪州マンダリン)]
りんご	0.7	0.7		0.7 0.7	アメリカ	[0.032-0.396(n=25)(米国)]
日本なし	0.7	0.7		0.7 0.7	アメリカ	
西洋なし	0.7	0.7		0.7 0.7	アメリカ	
マルメロ	0.7	0.7		0.7 0.7	アメリカ	[0.032-0.292(n=13)(米国なし)]
びわ	0.7	0.7		0.7 0.7	アメリカ	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	3	3	申	3	3	0.95/1.12(#)/2.47(#)/3.40(\$)
	3	3		3	3	
	5	3		5	3	
	3	3		3	3	
いちご	10		申			
ぶどう	2	2		2		
バニペイヤ アボカド グアバ マンゴー <sup>1</sup> パッションフルーツ	3 0.6 3 0.3 3		IT IT IT 0.3 IT	2.5 0.6 2.5 0.3 2.5	アメリカ アメリカ アメリカ オーストラリア アメリカ	【0.049-0.164(n=9)(米国)】 【0.030-0.295(n=12)(米国)】 【0.277-0.907(n=5)(米国)】 【米国グアバ参照】
その他の果実	13	1	IT		13	アメリカ
綿実	1	1				
ぎんなん ぐり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5		0.5		
ホップ	15	15		15		
その他のハーブ	7	7				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02		0.01 0.01 0.01	0.02 0.02 0.02	アメリカ アメリカ アメリカ
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02		0.01 0.01 0.01	0.02 0.02 0.02	アメリカ アメリカ アメリカ
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02		0.03 0.03 0.03	0.02 0.02 0.02	アメリカ アメリカ アメリカ
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02		0.03 0.03 0.03	0.02 0.02 0.02	アメリカ アメリカ アメリカ
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02		0.03 0.03 0.03	0.02 0.02 0.02	アメリカ アメリカ アメリカ
ポテトフレーク とうがらし(乾燥させたもの) すもも(乾燥させたもの) 干しうど	1.6 15 5 4	1.6 15 5 4		15	1.6	アメリカ

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの。

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの。

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの。

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績。

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す。

\* 基準値案及び参考基準値の規制対象について

基準値案:スピロテトラマト本体及び代謝物M1をスピロテトラマト換算したものの和。

国際基準:農産物 スピロテトラマト本体及び代謝物M1をスピロテトラマト換算したものの和。

畜産物 代謝物M1のみをスピロテトラマト換算したものの和。

米国基準:農産物 スピロテトラマト本体、代謝物M1、M5、M7及びM1グリコシドをスピロテトラマト換算したものの和。

(ただし、作物残留試験成績は、スピロテトラマト本体及び代謝物M1をスピロテトラマト換算したものの和で示した。)

豪州基準:スピロテトラマト本体及び代謝物M1をスピロテトラマト換算したものの和。

## スピロテトラマト

食品名	残留基準値 ppm
大豆	5
小豆類 <sup>注1)</sup>	3
えんどう	3
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	3
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	1 0.6
かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.6
その他のいも類 <sup>注3)</sup>	0.6
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	7
かぶ類の葉	7
クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー	7 7 2 1 7 7 7 7 7 1 1
その他のあぶらな科野菜 <sup>注4)</sup>	7
チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	7 7 7 7
その他のきく科野菜 <sup>注5)</sup>	7
たまねぎ	0.5
パセリ セロリ その他のせり科野菜 <sup>注6)</sup>	5 5 5
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 <sup>注7)</sup>	3 10 2 10
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜 <sup>注8)</sup>	2 2 0.2 0.1 0.1 0.03 7
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう、 未成熟いんげん えだまめ	7 1 0.6 3 3 3

\*今回基準値を設定するスピロテトラマトとは、スピロテトラマト及び代謝物M1[シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オレン]をスピロテトラマト含量に換算したものの和をいう。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタニア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。

注3)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

## スピロテトラマト

食品名	残留基準値 ppm	
その他の野菜 <sup>注9)</sup>	7	注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	1	
レモン	1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	
グレープフルーツ	1	
ライム	1	
その他のかんきつ類果実 <sup>注10)</sup>	1	
りんご	0.7	
日本なし	0.7	
西洋なし	0.7	
マルメロ	0.7	
びわ	0.7	
ネクタリン	3	
あんず(アプリコットを含む。)	3	
すもも(ブルーンを含む。)	5	
うめ	3	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	10	
ぶどう	2	
パパイヤ	3	
アボカド	0.6	
グアバ	3	
マンゴー	0.3	
パッションフルーツ	3	
その他の果実 <sup>注11)</sup>	13	
綿実	1	
ぎんなん	0.5	
くり	0.5	
ペカン	0.5	
アーモンド	0.5	
くるみ	0.5	
その他のナッツ類 <sup>注12)</sup>	0.5	
ホップ	15	
その他のハーブ <sup>注13)</sup>	7	
牛の筋肉	0.02	
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注14)</sup> の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.02	
豚の脂肪	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	
牛の肝臓	0.02	
豚の肝臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	
牛の腎臓	0.02	
豚の腎臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	
牛の食用部分 <sup>注15)</sup>	0.02	
豚の食用部分	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	
ポテトフレーク	1.6	
とうがらし(乾燥させたもの)	15	
すもも(乾燥させたもの)	5	
干しうどり	4	

テブコナゾール (Tebuconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス（ＩＴ）制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式	<p>The chemical structure shows a 4-chlorophenyl group attached to a central carbon atom. This carbon is also bonded to a methyl group (CH<sub>3</sub>) via a methylene bridge (CH<sub>2</sub>), which is further bonded to a hydroxyl group (OH) and a propylidene group (C(CH<sub>3</sub>)<sub>2</sub>). Another methylene bridge (CH<sub>2</sub>) connects this central carbon to the nitrogen of a 1H-imidazol-1-ylmethyl group.</p>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。脂質生合成経路中の 24-メチレンジヒドロラノステロールの C14 位の脱メチル化を阻害することによりステロールの生合成を抑制し作用するものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	小麦／雪腐小粒菌核病、大麦／網斑病 等										
我が国の登録状況	小麦、大麦等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1994 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準は小麦、トマト等に設定されている。米国、カナダ、欧洲連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、ライチ等に、カナダにおいて小麦、大麦等に、EUにおいてキャベツ、ホップ等に、オーストラリアにおいて小麦、バナナ等に、ニュージーランドにおいてエンドウ、タマネギ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.029 mg/kg 体重/day          [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)          無毒性量 2.94 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：テブコナゾールとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>20.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>39.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>20.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	20.5	幼小児 (1~6 歳)	39.8	妊婦	19.4	高齢者 (65 歳以上)	20.7
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	20.5										
幼小児 (1~6 歳)	39.8										
妊婦	19.4										
高齢者 (65 歳以上)	20.7										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をい。)	0.05	0.05				
小麦	2	2	○	0.05		0.01, 0.07/ 0.66(#)(\\$), 0.14(#)/ 0.06(#), 0.05(#)/ 0.52(#), 0.22(#)
大麦	3	3	○	0.2		1.04, 1.44
ライ麦	0.2	0.2		0.05		
とうもろこし	0.1	0.1			0.1 ブラジル	[0.01, 0.02, <0.1/0.03, 0.03, <0.1(n=3)(ブラジル)]
そば	0.05	0.05				
その他の穀類	0.2	0.2		0.05	0.2 オーストラリア	[0.07(#), 0.04(#)(n=2) (オート麦(秦州)]
大豆	0.1	0.1				
えんどう	0.2	0.2				
そら豆	0.5	0.5				
らっかせい	0.1	0.1		0.05		
その他の豆類	0.2	0.2				
ばれいしょ	0.1		IT		0.1 ブラジル	[n.d.~0.06(#)(n=8)(ブラジル)]
てんさい	0.1	0.1	○			0.02(#), 0.02(#)
さとうきび	0.1	0.1				
キャベツ	1	1	○		1 EU	[0.32, 0.32, <0.05, 0.37, 0.56, <0.05(n=6)(EU)]
芽キャベツ	0.5	0.5				
プロッコリー	0.3	0.3				
アーティチョーク	0.5	0.5				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	5	5				
たまねぎ	0.2	0.2	○			0.04, 0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.5	○			0.10, 0.14
にんにく	0.1	0.1	○			[0.02(n=1)(ブラジル)]
アスパラガス	0.05	0.05				
わけぎ	2	2	○			0.66(\\$), <0.05/0.54, 0.15
にんじん	0.6	0.6				
セロリ	0.3	0.3				
トマト	1	1		0.2		
ピーマン	0.5	0.5		0.5		
なす	0.5	0.5				
その他のなす科野菜	5	5.0		5.0 韓国		[4.42(n=1)(葉とうがらし)(韓国)]
きゅうり(ガーベルを含む。)	0.2	0.2		0.2		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02	0.02		0.02		
すいか	0.1	0.1		0.2 EU		[<0.02(n=4)(EU)(果肉)]
メロン類果実	0.1	0.1		0.2 EU		[<0.02(#)(n=4)(EU)(果肉)]
未成熟えんどう	0.5	0.5				
未成熟いんげん	0.5	0.5				
えだまめ	0.5	0.5				
その他の野菜	0.5	0.5	○			0.20, <0.05(しそ)
なつみかんの果実全体	5	5		5.0 ブラジル		[ブラジルのオレンジ参照]
レモン	5	5		5.0 ブラジル		[ブラジルのオレンジ参照] [<0.1(#), <0.1(#), <0.1(#)/ 1.29(#), 1.31(#) (n=5)(ブラジル)]
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5		5.0 ブラジル		[ブラジルのオレンジ参照]
グレープフルーツ	5	5		5.0 ブラジル		[ブラジルのオレンジ参照]
ライム	5	5		5.0 ブラジル		[ブラジルのオレンジ参照]
その他のかんきつ類果実	5	5		5.0 ブラジル		[ブラジルのオレンジ参照]

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.5	0.2	○	0.5		1.06, 1.68(\$) (日本なし参照)
	5	5	○	0.5		
	5	5	○	0.5		
	0.5	0.5		0.5		
	0.5	0.5		0.5		
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) うめ	1	1	○			0.63, 1.53(\$) 0.76, 0.68 0.32, 0.76 0.22, 1.30(\$) 2.14, 1.24/1.98, 1.32/ 3.19, 2.34
	5	5	○			
	2	2	○			
	2	2	○			
	3	0.5	申			
とうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	5		0.78/3.94(\$) 0.48, 0.39
ぶどう かき	10	10	○	2		0.78/3.94(\$) 0.48, 0.39
	1	0.7	○・申			
バナナ パパイヤ	0.2	0.2		0.05		【0.98(#), 0.47(#), 0.92(#) (n=3)(ライチ)(米国)】
	1	1				
その他の果実	2		IT		1.6	アメリカ
ひまわりの種子	0.2	0.2				
綿実	1	1				
なたね	0.5	0.05		0.5		
茶 コーヒー豆 ホップ	50	25	○・申			37.8(\$), 22.3(荒茶) 【<0.01~<0.1(n=15)(ブラジル)】
	0.2	0.2		0.1	0.2	
	30	30		30		
その他のスパイス その他のハーブ	0.5	0.5				0.98, 0.41 (あさつき)
	2	2	○			
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
	0.05	0.05		0.05		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうがらし(乾燥させたもの)	5			5		
干しふどう(注)	12		3	3		
コーヒー豆(焙煎したもの)	0.5			0.5		

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの。

○:既に、国内において農薬登録のあるもの。

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの。

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの。

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績。

(\\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す。

(注)1994年及び1997年のJMPRによる評価において、干しふどうへの加工係数が1.2と設定されているため、本剤については、ぶどうの基準値案である10ppmに加工係数1.2を乗じ、干しふどうの基準値として12ppmを設定することとした。

## テブコナゾール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	2
大麦	3
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.1
そば	0.05
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.2
大豆	0.1
えんどう	0.2
そら豆	0.5
らっかせい	0.1
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.2
ばれいしょ	0.1
てんさい	0.1
さとうきび	0.1
キャベツ	1
芽キャベツ	0.5
ブロッコリー	0.3
アーティチョーク	0.5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	5
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.5
にんにく	0.1
アスパラガス	0.05
わけぎ	2
にんじん	0.6
セロリ	0.3
トマト	1
ピーマン	0.5
なす	0.5
その他のなす科野菜 <sup>注3)</sup>	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
未成熟えんどう	0.5
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.5
その他の野菜 <sup>注4)</sup>	0.5
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 <sup>注5)</sup>	5
りんご	0.5
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	0.5
びわ	0.5

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

テブコナンダール(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
もも	1
ネクタリン	5
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(ブルーンを含む。)	2
うめ	3
おうとう(チエリーを含む。)	5
ぶどう	10
かき	1
バナナ	0.2
パパイヤ	1
その他の果実 <sup>注6)</sup>	2
ひまわりの種子	0.2
綿実	1
なたね	0.5
茶	50
コーヒー豆	0.2
ホップ	30
その他のスパイス <sup>注7)</sup>	0.5
その他のハーブ <sup>注8)</sup>	2
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注9)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 <sup>注10)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん <sup>注11)</sup> の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
とうがらし(乾燥させたもの)	5
干しぶどう	12
コーヒー豆(焙煎したもの)	0.5

注6)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注11)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

メトキシフェノジド (Methoxyfenozide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤（昆虫成長制御剤）である。作用機構としては、昆虫の脱皮ホルモン（エクダイソン）様作用を示し、幼虫における異常脱皮を促すことにより効果を発現すると考えられている。										
適用作物／適用害虫等	稻／コブノメイガ、りんご／ハマキムシ類 等										
我が国の登録状況	稻、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2003年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はブロッコリー、キャベツ等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーティチョーク、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、なし等に、EUにおいてりんご、オレンジ等に、オーストラリアにおいて綿実、ブルーベリー等に、ニュージーランドにおいてキウифルーツ、りんご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量 (ADI) 0.098 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イス・混餌) 無毒性量 9.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メトキシフェノジドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>43.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>78.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>47.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	43.8	幼小児 (1~6歳)	78.1	妊婦	34.7	高齢者 (65歳以上)	47.3
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	43.8										
幼小児 (1~6歳)	78.1										
妊婦	34.7										
高齢者 (65歳以上)	47.3										
意見聴取の状況	平成24年3月23日～平成24年4月21日パブリックコメント実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02/0.01,<0.01/0.02,0.01
とうもろこし	0.02	0.02		0.02		
大豆	0.5	0.3	○	0.5		
小豆類	5	4.0		5		
そら豆	0.5			0.5		
らっかせい	0.03			0.03		
その他の豆類	0.5			0.5		
かんしょ	0.05		申	0.02		<0.01(±),<0.01(±)
てんさい	0.3	0.05	○	0.3		<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4		申	0.4		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10		申	7		
がぶ類の葉	30	30	申	30	アメリカ	3.58(±),3.24(±) 【米国のからしなを参照】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
クレソン	30	30		30	アメリカ	【米国のプロッコリーを参照】
はくさい	7	7.0	○	7.0	アメリカ	【米国のプロッコリーを参照】
キャベツ	7	7		7.0	アメリカ	【米国のからしなを参照】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
芽キャベツ	7	7.0		7.0	アメリカ	【米国のからしなを参照】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
ケール	30	30		30	アメリカ	【米国のからしなを参照】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
こまつな	30	30		30	アメリカ	【米国のからしなを参照】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
きょうな	30	30		30	アメリカ	【米国のからしなを参照】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
チングンサイ	30	30		30	アメリカ	【米国のプロッコリーを参照】
カリフラワー	7	7.0		7.0	アメリカ	【米国のプロッコリーを参照】 1.46(±),1.76(±)(S) 【0.52-1.7(n=8)(米国)]
プロッコリー	5	5	○	3		【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
その他のあぶらな科野菜	30	30	○	30	アメリカ	【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
アーティチョーク	3	3.0		3.0	アメリカ	【0.99-1.2(n=3)(米国)]
チコリ	30	30		30	アメリカ	【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
エンダイブ	30	30		30	アメリカ	【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
しゅんぎく	30	30		30	アメリカ	【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
レタス(サラダ菜及びらしやを含む。)	30	30	○	30		【1.6-9.7(n=8)(頭部外葉あり) 0.45-0.11(n=3)(頭部外葉なし) 3.9-23(n=8)(葉)]
その他のきく科野菜	30	30	○	30	アメリカ	【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			
にんじん	0.5			0.5		
パセリ	30	30		30	アメリカ	【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
セロリ	15	15		15		
その他のセリ科野菜	30	30		30	アメリカ	【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
トマト	2	2	○	2		0.46,0.10
ビーマン	3	3	○	2		0.60,1.07(S)
なす	2	2	○			0.60(±),0.32
その他のなす科野菜	2	2	○	2	アメリカ	0.60,0.72(しとう) [0.26-0.94(n=4)とうがらし](米国)]
きゅうり(ガーベンを含む。)	0.3	0.3		0.3	アメリカ	【0.011-0.67(n=8)(米国)]
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3	アメリカ	【<0.01-0.15(n=6)(米国)]
しろうり	0.3	0.3		0.3	アメリカ	【米国のきゅうり、かぼちゃ、 カンタロープを参照】
すいか	0.3	0.3				
メロン類果実	0.3	0.3				
まくわうり	0.3	0.3				
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.3	アメリカ	【米国のきゅうり、かぼちゃ、 カンタロープを参照】
ほうれんそう	30	30		30	アメリカ	【9.8-43(n=6)(米国)]
オクラ	2	2.0		2.0	アメリカ	【米国のトマト、ビーマン 及びとうがらしを参照】
未成熟えんどう	0.3			0.3		
未成熟いんげん	2			2		
その他の野菜	30	30	○	0.3	アメリカ	【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
なつみかんの果実全体	0.7			0.7		
レモン	0.7			0.7		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7			0.7		
グレープフルーツ	0.7			0.7		
ライム	0.7			0.7		
その他のかんきつ類果実	0.7			0.7		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
りんご	2	2	○	2		0.60, 0.92
日本なし	2	2	○	2		
西洋なし	2	2	○	2		
マルメロ	2	2		2		
びわ	2	2		2		
もも	2	2	○	2		
ネクタリン	2	2		2		
あんず(アブリコットを含む。)	2	2		2		
すもも(ブルーベンを含む。)	2	2		2		
うめ	2	2		2		
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		0.62(†), 0.35(‡)
いちご	2	2	○	2		0.42, 0.60
ブルーベリー	4			4		
クランベリー	0.7	0.7		0.7		
ハックルベリー	4			4		
ぶどう	1	1		1		
キウイ	0.5	0.5				
パパイヤ	1			1		
アボカド	0.7			0.7		
その他の果実	0.1	0.1		0.1		
綿実	7	7		7		
ぎんなん	0.1	0.1		0.1		
ぐり	0.1	0.1		0.1		
ペカン	0.1	0.1		0.1		
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.1	0.1		0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1		
茶	20	20	○			7.64, 13.90
その他のスパイス	30	30				【米国のレタス及び ほうれん草を参照】
その他のハーブ	30	30		30	アメリカ	【11-18(n=7)から】(米国)
牛の筋肉	0.1	0.02				推: 0.027
豚の筋肉	0.1	0.02				【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.02				【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.2	0.05		0.2		推: 0.158
豚の脂肪	0.2	0.05		0.2		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.05		0.2		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.1	0.02		0.1		推: 0.061
豚の肝臓	0.1	0.02		0.1		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.02		0.1		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.1	0.02		0.1		推: 0.017
豚の腎臓	0.1	0.02		0.1		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.02		0.1		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.1	0.02		0.1		【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.1	0.02		0.1		【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.02		0.1		【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.05	0.01		0.05		推: <0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
すもも(乾燥させたもの)	2	2				
干しぶどう	3	3		2		
らっかせい油(注1に限る。)	0.1			0.1		
どうがらし(乾燥させたもの)	20			20		

注1)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

大枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの。

○: 既に、国内において農業登録のあるもの。

申: 農業の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの。

(†): 使用方法を逸脱して実施された試験成績。

(‡): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す。

推: 推定される残留量であることを示す。

## メトキシフェノジド

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1
とうもろこし	0.02
大豆	0.5
小豆類 <sup>(注1)</sup>	5
そら豆	0.5
らっかせい	0.03
その他の豆類 <sup>(注2)</sup>	0.5
かんしょ	0.05
てんさい	0.3
だいこん類(デイシンシュを含む。)の根	0.4
だいこん類(デイシンシュを含む。)の葉	10
かぶ類の葉	30
クレソン	30
はくさい	7
キャベツ	7
芽キャベツ	7
ケール	30
こまつな	30
きょうな	30
チングンサイ	30
カリフラワー	7
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>(注3)</sup>	30
アーティチョーク	3
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30
その他のきく科野菜 <sup>(注4)</sup>	30
ねぎ(リーキを含む。)	3
にんじん	0.5
パセリ	30
セロリ	15
その他のセリ科野菜 <sup>(注5)</sup>	30
トマト	2
ピーマン	3
なす	2
その他のなす科野菜 <sup>(注6)</sup>	2
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろうり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.3
その他のうり科野菜 <sup>(注7)</sup>	0.3
ほうれんそう	30
オクラ	2
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	2
その他の野菜 <sup>(注8)</sup>	30
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 <sup>(注9)</sup>	0.7
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ	2
もも	2
ネクタリン	2
あんず(アブリコットを含む。)	2
すもも(ブルーンを含む。)	2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。

注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のセリ科野菜」とは、セリ科野菜のうち、にんじん、バースニア、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

## 外キシフェノゾ

食品名	残留基準値 ppm
いちご	2
ブルーベリー	4
クランベリー	0.7
ハツクルベリー	4
ぶどう	1
キウイ	0.5
パパイヤ	1
アボカド	0.7
その他の果実 <sup>注10)</sup>	0.1
綿実	7
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 <sup>注11)</sup>	0.1
茶	20
その他のスパイス <sup>注12)</sup>	30
その他のハーブ <sup>注13)</sup>	30
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸接哺乳類に属する動物 <sup>注14)</sup> の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸接哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸接哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸接哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 <sup>注15)</sup>	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸接哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.05
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注16)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
すもも(乾燥させたもの)	2
干しふどう	3
らっかせい油(注17)に限る。)	0.1
とうがらし(乾燥させたもの)	20

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、バッショングルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パブリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、バセリの茎、パセリの葉、ゼロリの茎及びゼロリの葉以外のものをいう。

注14)「その他の陸接哺乳類に属する動物」とは、陸接哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注16)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注17)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

カルプロフェン (Carprofen),

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／消炎剤										
作用機構	アリルプロピオン酸に分類される非ステロイド系抗炎症薬(NSAID)で、強力な抗炎症及び鎮痛作用を有する。作用機序は、プロスタグランジン合成酵素の弱い競合的阻害作用によるプロスタグランジン E <sub>2</sub> と F <sub>2</sub> α の生成抑制であり、ヒト血小板のアラキドン酸-リポキシゲナーゼ酵素活性に対しても弱い阻害作用を示すと考えられている。										
適用動物／用途	牛、馬／消炎剤 等										
我が国の登録状況	イヌを対象動物とする動物用医薬品として承認されており、家畜への適用はない。										
諸外国の状況	F A O / W H O 合同食品添加物専門家会議 ( J E C F A ) においては評価されておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 ( E U ) 、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、E U 及びニュージーランドにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 ( A D I ) 0.01 mg/kg 体重 / day [設定根拠] 2 年間 慢性毒性試験 ( ラット・混餌 ) 無毒性量 1 mg/kg 体重 / day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：カルプロフェン【グルクロン酸抱合体を含む。】とする。										
暴露評価	TMDI / ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 ( 1~6 歳 )</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 ( 65 歳以上 )</td> <td>3.8</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 ( Theoretical Maximum Daily Intake )		TMDI / ADI 比 (%)	国民平均	3.9	幼小児 ( 1~6 歳 )	6.0	妊婦	3.6	高齢者 ( 65 歳以上 )	3.8
	TMDI / ADI 比 (%)										
国民平均	3.9										
幼小児 ( 1~6 歳 )	6.0										
妊婦	3.6										
高齢者 ( 65 歳以上 )	3.8										
意見聴取の状況	平成 22 年 5 月 19 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 2 月 21 日～平成 23 年 3 月 22 日パブリックコメント実施 平成 22 年 11 月 23 日～平成 23 年 1 月 22 日 W T O 通報実施 * 基準値変更を要する意見あり										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 (案) ppm	基準値 現行 ppm	E U ppm	N Z ppm
牛の筋肉	0.5	0.5	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.5	0.5	0.5
牛の脂肪	1	1	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		1	1	1
牛の肝臓	1	1	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		1	1	1
牛の腎臓	1	1	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		1	1	1
牛の食用部分*	1	1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		1		

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値。（暫定基準）

\*：食用部分については、肝臓又は腎臓の値を参照した。

## カルプロフェン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
牛の脂肪	1
牛の肝臓	1
牛の腎臓	1
牛の食用部分 <sup>注)</sup>	1

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

※今回基準値を設定するカルプロフェンには、グルクロロン酸抱合体が含まれる。

厚生労働省発食安0308第1号  
平成24年3月8日

薬事・食品衛生審議会  
会長 望月正隆 殿

厚生労働大臣 小宮山洋子

諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、  
下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

別添の24品目の農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準設定について

(別添)

- 1 2, 6-ジフルオロ安息香酸
- 2 N-(2-エチルヘキシル)-8, 9, 10-トリノルボルン-5-エン-2, 3-ジカルボキシミド
- 3 XMC
- 4 アザフェニジン
- 5 アリドクロール
- 6 イサゾホス
- 7 エチオフェンカルブ
- 8 エトリムホス
- 9 クロプロップ
- 10 クロルフェンソン
- 11 ジクロン
- 12 シノスルフロン
- 13 ジメビペレート
- 14 テレフタル酸銅
- 15 トリクラミド
- 16 ナプロアニリド
- 17 ハルフェンプロックス
- 18 ピペロホス
- 19 ピリフェノックス
- 20 プロパホス
- 21 プロモクロロメタン
- 22 ヘキサフルムロン
- 23 ナリジクス酸
- 24 パルベングゾール

平成24年3月27日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

平成24年3月8日付け厚生労働省発食安0308第1号をもって諮問された、  
食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく別添の  
24品目の農薬及び動物用医薬品に係る食品規格（食品中の農薬及び動物用医薬品  
の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取り  
まとめたので、これを報告する。

(別添)

- 1 2, 6-ジフルオロ安息香酸
- 2 N-(2-エチルヘキシル)-8, 9, 10-トリノルボルエン-5-エン-2, 3-ジカルボキシイミド
- 3 XMC
- 4 アザフェニジン
- 5 アリドクロール
- 6 イサゾホス
- 7 エチオフェンカルブ
- 8 エトリムホス
- 9 クロプロップ
- 10 クロルフェンソン
- 11 ジクロン
- 12 シノスルフロン
- 13 ジメピペレート
- 14 テレフタル酸銅
- 15 トリクラミド
- 16 ナプロアニリド
- 17 ハルフェンプロックス
- 18 ピペロホス
- 19 ピリフェノックス
- 20 プロパホス
- 21 プロモクロロメタン
- 22 ヘキサフルムロン
- 23 ナリジクス酸
- 24 パルベンダゾール

## 農薬等24品目 (2,6-ジフルオロ安息香酸 等)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

### 1. 経緯

我が国では、2006年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等758品目にコーデックス基準やデータの提供等について協力を申し出た5か国及び地域（米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド）の基準値などを参考として暫定的に残留基準（以下「暫定基準」という。）を定めた。暫定基準については、基準値を参照した5か国及び地域等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から6年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、24品目において国内の食用の登録・承認・指定がない又は失効したもの、暫定基準を設定する際に参考とした国において基準値がなくなっているもの等、現状に則していないことが確認できた。

### 2. 概要

	品目名	英名	主な用途
1	2,6-ジフルオロ安息香酸	2,6-Difluorobenzoic acid	農薬・殺ダニ剤
2	N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシミド	N-(2-ethylhexyl)-8,9,10-trinorborn-5-ene-2,3-dicarboximide	農薬・殺虫剤用の共力剤
3	XMC	XMC	農薬・殺虫剤
4	アザフェニジン	Azafenidin	農薬・除草剤
5	アリドクロール	Alliodochlor	農薬・除草剤
6	イサゾホス	Isazofos	農薬・殺虫剤・殺線虫剤
7	エチオフェンカルブ	Ethiofencarb	農薬・殺虫剤
8	エトリムホス	Etrimfos	農薬・殺虫剤

	品目名	英名	主な用途
9	クロプロップ	Cloprop	農薬・除草剤・植物成長調整剤
10	クロルフェンゾン	CPCBS (Chlorefenson)	農薬・殺ダニ剤
11	ジクロン	Dichlone	農薬・殺菌剤
12	シノスルフロン	Cinosulfuron	農薬・除草剤
13	ジメピペレート	Dimepiperate	農薬・除草剤
14	テレフタル酸銅	Copper telephthalate	農薬・殺菌剤
15	トリクラミド	Trichlamide	農薬・殺菌剤
16	ナプロアニリド	Naproanilide	農薬・除草剤
17	ハルフェンプロックス	Halfenprox	農薬・殺虫剤・殺ダニ剤
18	ピペロホス	Piperophos	農薬・除草剤
19	ピリフェノックス	Pyrifenoxy	農薬・殺菌剤
20	プロパホス	Propaphos	農薬・殺虫剤
21	ブロモクロロメタン	Bromochloromethane	農薬・燻蒸殺虫剤
22	ヘキサフルムロン	Hexaflumuron	農薬・殺虫剤
23	ナリジクス酸	Nalidixic acid	動物用医薬品・合成抗菌剤
24	パルベンダゾール	Parbendazole	動物用医薬品・寄生虫駆除剤

### 3. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた24品目に係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

別紙に掲載の24品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該24品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

### 4. 諸外国における状況

JMPR等における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

今回の基準値の見直しについては平成23年1月14日に開催した第147回輸入食品円滑化推進会議において、52ヶ国地域（EUを含む）の大蔵省に意見を求め、概ね理解を得られたところであったが、OECD加盟国（34ヶ国）、台湾、エクアドル等を加えた計63

ヶ国地域※で調査を行ったが、いずれの国及び地域においても使用実態がなく、基準値が設定されていない。

※ 世界中の使用状況を把握するのは困難である。平成21年度及び22年度の我が国における総届出重量に占める63ヶ国地域からの届出重量の割合が、およそ98%にのぼることから、63ヶ国地域の確認を取れれば、我が国に輸入される食品中の残留農薬等についてほぼ把握出来ると判断した。

## 5. 基準値案

別紙1-1から別紙1-24のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。

調査の結果、これらの24品目については、国内の登録・承認がない又は失効していること、国外においても基準値の設定がなされていない、JMPRやJECFAにおける毒性評価はされておらずコーデックス基準もないこと等が確認できた。そのため、現在は、国内外において食用の製造・販売・流通・使用がなされていないと判断できることから、暫定基準を維持し続けることは不要であると考えられる。

なお、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質は、「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の物質については一律基準の0.01ppmが適用されることになる。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マッシュルーム						

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルネー  
農薬名 5-エン-2,3-ジカルボキシミド

(別紙1-2)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.3				
豚の筋肉		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.3				
牛の脂肪		0.3				
豚の脂肪		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.3				
牛の肝臓		0.3				
豚の肝臓		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.3				
牛の腎臓		0.3				
豚の腎臓		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.3				
牛の食用部分		0.3				
豚の食用部分		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.3				
乳		0.3				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.2				
小麦		0.2				
大麦		0.2				
ライ麦		0.2				
とうもろこし		0.2				
そば		0.2				
その他の穀類		0.2				
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
みかん		0.2				
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご		0.2				
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.2				
ネクタリン		0.2				
あんず(アプリコットを含む。)		0.2				
すもも(ブルーーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(デュリーを含む。)		0.2				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハックルベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
パインアップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実		0.2				
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		0.2				
その他のオイルシード		0.2				
ざんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
茶		10				
その他のスパイス		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
その他のスパイス		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

アリドクロール

(別紙1-5)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

イサゾホス

(別紙1-6)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦		1.0				
大麦		1.0				
ライ麦		1.0				
とうもろこし		1.0				
その他の穀類		0.05				
大豆		1.0				
えんどう		2.0				
その他の豆類		2.0				
ばれいしょ		0.50				
こんにゃくいも		1.0				
てんさい		0.10				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.50				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		5.0				
はくさい		5.0				
キャベツ		2.0				
芽キャベツ		2.0				
チングンサイ		2.0				
カリフラワー		1.0				
その他のあぶらな科野菜		2.0				
アーティチョーク		5.0				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		10				
トマト		5.0				
ピーマン		5.0				
なす		5.0				
きゅうり(ガーキンを含む。)		5.0				
すいか		5.0				
メロン類果実		5.0				
その他のうり科野菜		5.0				
ほうれんそう		0.50				
たけのこ		7.0				
未成熟えんどう		2.0				
未成熟いんげん		2.0				
その他の野菜		7.0				
みかん		5.0				
なつみかんの果実全体		5.0				
レモン		5.0				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		5.0				
グレープフルーツ		5.0				
ライム		5.0				
その他のかんきつ類果実		5.0				
りんご		5.0				
日本なし		5.0				
西洋なし		5.0				
もも		5.0				
あんず(アプリコットを含む。)		5.0				
すもも(ブルーベンを含む。)		5.0				
うめ		5.0				
おうとう(チェリーを含む。)		10				
その他のベリー類果実		2.0				
その他の果実		7.0				
その他のナツツ類		0.05				
茶		0.05				
ホップ		0.5				
その他のスパイス		7				
その他のハーブ		7				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
ばれいしょ		0.1				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.2				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.2				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.2				
こまつな		0.2				
きょうな		0.2				
チングンサイ		0.01				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.2				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.2				
チコリ		0.2				
エンダイブ		0.2				
しゅんぎく		0.2				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.2				
その他のきく科野菜		0.2				
たまねぎ		0.1				
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.2				
にら		0.2				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.2				
にんじん		0.2				
ペースニップ		0.2				
パセリ		0.2				
セロリ		0.2				
みつば		0.2				
その他のセリ科野菜		0.2				
トマト		0.2				
ピーマン		0.2				
なす		0.2				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かほちや(スカッシュを含む。)		0.2				
しろとうり		0.2				
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
その他のうり科野菜		0.2				
ほうれんそう		0.2				
たけのこ		0.2				
オクラ		0.2				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		0.2				
未成熟いんげん		0.2				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.2				
しいたけ		0.2				
その他のきのこ類		0.2				
その他の野菜		0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん		0.2				
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご		0.2				
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.05				
ネクタリン		0.2				
あんず(アブリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハックルベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
パインアップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実		0.2				
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		10				
その他のオイルシード		0.2				
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
その他のスペイス		0.2				
その他のハーブ		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

農薬名

クロプロップ

(別紙1-9)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パイナップル		0.3				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 禁 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チングンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.01				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
バースニップ		0.01				
バセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーベルを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろうり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.01				
オクラ		0.01				
しょウガ		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.01				
しいたけ		0.01				
その他のきのこ類		0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アプリコットを含む。)		0.01				
すもも(ブルーーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリーネ		0.01				
クランベリー		0.01				
ハックルベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ		0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
ぎんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				

食品名	基準値 素 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物殘留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

ジクロン

(別紙1-11)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご		3				
もも ネクタリン すもも(ブルーンを含む。) おうとう(チェリーを含む。)		3 3 3 3				
いちご		20				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名 シノスルフロン

(別紙1-12)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

ジメビペレート

(別紙1-13)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.03				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.5				
小麦		0.5				
大麦		0.5				
ライ麦		0.5				
とうもろこし		0.5				
そば		0.5				
その他の穀類		0.5				
大豆		0.5				
小豆類		0.5				
えんどう		0.5				
そら豆		0.5				
らっかせい		0.5				
その他の豆類		0.5				
ばれいしょ		0.5				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.5				
かんしょ		0.5				
やまいも(長いもをいう。)		0.5				
こんにゃくいも		0.5				
その他のいも類		0.5				
てんさい		0.5				
さとうきび		0.5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.5				
かぶ類の根		0.5				
かぶ類の葉		0.5				
西洋わさび		0.5				
クレソン		0.5				
はくさい		0.5				
キャベツ		0.5				
芽キャベツ		0.5				
ケール		0.5				
こまつな		0.5				
きょうな		0.5				
チングンサイ		0.5				
カリフラワー		0.5				
ブロッコリー		0.5				
その他のあぶらな科野菜		0.5				
ごぼう		0.5				
サルシフィー		0.5				
アーティチョーク		0.5				
チコリ		0.5				
エンダイブ		0.5				
しゅんぎく		0.5				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.5				
その他のきく科野菜		0.5				
たまねぎ		0.5				
ねぎ(リーキを含む。)		0.5				
にんにく		0.5				
にら		0.5				
アスパラガス		0.5				
わけぎ		0.5				
その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん		0.5				
パースニップ		0.5				
パセリ		0.5				
セロリ		0.5				
みつば		0.5				
その他のせり科野菜		0.5				
トマト		0.5				
ピーマン		0.5				
なす		0.5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他なす科野菜		0.5				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.5				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.5				
しろとうり		0.5				
すいか		5				
メロン類果実		5				
まくわとうり		5				
その他のうり科野菜		0.5				
ほうれんそう		0.5				
たけのこ		0.5				
オクラ		0.5				
しょうが		0.5				
未成熟えんどう		0.5				
未成熟いんげん		0.5				
えだまめ		0.5				
マッシュルーム		0.5				
しいたけ		0.5				
その他のきのこ類		0.5				
その他の野菜		0.5				
みかん		5				
なつみかんの果実全体		5				
レモン		5				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		5				
グレープフルーツ		5				
ライム		5				
その他のかんきつ類果実		5				
りんご		5				
日本なし		5				
西洋なし		5				
マルメロ		5				
びわ		5				
もも		5				
ネクタリン		5				
あんず(アプリコットを含む。)		5				
すもも(プルーンを含む。)		5				
うめ		5				
おうとう(チェリーを含む。)		5				
いちご		5				
ラズベリー		5				
ブラックベリー		5				
ブルーベリー		5				
クランベリー		5				
ハツクルベリー		5				
その他のベリー類果実		5				
ぶどう		5				
かき		5				
バナナ		5				
キウイ		5				
パパイヤ		5				
アボカド		5				
パイナップル		5				
グアバ		5				
マンゴー		5				
パッションフルーツ		5				
なつめやし		5				
その他の果実		5				
ひまわりの種子		5				
ごまの種子		5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
べにはなの種子		5				
綿実		5				
なたね		5				
その他のオイルシード		5				
ぎんなん		5				
くり		5				
ペカン		5				
アーモンド		5				
くるみ		5				
その他のナッツ類		5				
茶		0.5				
コーヒー豆		0.5				
カカオ豆		0.5				
ホップ		0.5				
その他のスパイス		1.5				
その他のハーブ		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
大豆		0.1				
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.1				
ばれいしょ		0.3				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.3				
かんしょ		0.3				
やまいも(長いもをいう。)		0.3				
こんにゃくいも		0.3				
その他のいも類		0.3				
てんさい		0.1				
さとうきび		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.2				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.2				
はくさい		0.2				
キャベツ		0.2				
芽キャベツ		0.2				
ケール		0.2				
こまつな		0.2				
きょうな		0.2				
チングンサイ		0.2				
カリフラワー		0.2				
ブロッコリー		0.2				
その他のあぶらな科野菜		0.2				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.2				
チコリ		0.2				
エンダイブ		0.2				
しゅんぎく		0.2				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.2				
その他のきく科野菜		0.2				
たまねぎ		0.2				
ねぎ(リーキを含む。)		0.2				
にんにく		0.2				
にら		0.2				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.2				
にんじん		0.2				
パースニップ		0.2				
パセリ		0.2				
セロリ		0.2				
みつば		0.2				
その他のせり科野菜		0.2				
トマト		0.2				
ピーマン		0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす		0.2				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.2				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.2				
しろとうり		0.2				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.2				
ほうれんそう		0.2				
たけのこ		0.2				
オクラ		0.2				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		0.2				
未成熟いんげん		0.2				
えだまめ		0.2				
マッシュルーム		0.2				
しいたけ		0.2				
その他のきのこ類		0.2				
その他の野菜		0.2				
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
りんご		0.1				
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アプリコットを含む。)		0.1				
すもも(ブルーンを含む。)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				
いちご		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハックルベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.1				
かき		0.1				
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.1				
コーヒー豆		0.1				
カカオ豆		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

農薬名

ナプロアニリド

(別紙1-16)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		1				
レモン		1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		1				
グレープフルーツ		1				
ライム		1				
その他のかんきつ類果実		1				
りんご		1				
日本なし		0.5				
西洋なし		0.5				
マルメロ		0.5				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.5				
かき		0.5				
バナナ		0.5				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.5				
アボカド		0.5				
パイナップル		0.5				
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
茶		10				
その他のスパイス		1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

農薬名

ピペロホス

(別紙1-18)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の豆類		0.1				
てんさい		0.1				
トマト		0.2				
きゅうり(ガーネンを含む。)		0.1				
メロン類果実		2.0				
りんご		2.0				
日本なし		0.5				
西洋なし		0.5				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		2.0				
ネクタリン		0.2				
あんず(アプリコットを含む。)		0.2				
すもも(ブルーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご		2.0				
ラズベリー		1.0				
ブラックベリー		1.0				
ブルーベリー		1.0				
クランベリー		1.0				
ハックルベリー		1.0				
その他のベリー類果実		1.0				
ぶどう		2.0				
かき		2.0				
茶		5.0				
その他のスパイス		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

農薬名

プロパホス

(別紙1-20)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

プロモクロロメタン

(別紙1-21)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.02				
牛の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.02				
牛の腎臓		0.02				
牛の食用部分		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
どうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんじょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チングンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
プロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーベルを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろうり		0.02				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.5				
日本なし		0.5				
西洋なし		0.5				
マルメロ		0.5				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.5				
あんず(アプリコットを含む。)		0.02				
すもも(ブルーーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.5				
バナナ		0.5				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.5				
アボカド		0.5				
パイナップル		0.5				
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.05				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		15				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

農薬名

ナリジクス酸

(別紙1-23)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.03				
牛の脂肪		0.03				
牛の肝臓		0.03				
牛の腎臓		0.03				
牛の食用部分		0.03				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

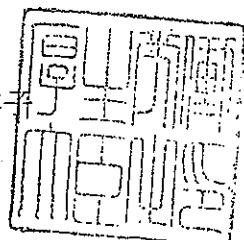
厚生労働省発食安0301第1号

平成24年3月1日

薬事・食品衛生審議会

会長 望月正隆 殿

厚生労働大臣 小宮山洋子



諮詢書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、  
下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の合成樹脂加工紙製容器包装に用いる合成樹脂について、内容物に直接接触する部分以外に使用できる合成樹脂として、ポリプロピレン及びナイロンを追加することの可否について

平成24年5月29日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
器具・容器包装部会長 西島 正弘

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
器具・容器包装部会報告について

平成24年3月1日付け厚生労働省発食安0301第1号をもって諮問され  
た、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、  
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について、当部会で審議を  
行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

## 乳及び乳製品に使用する器具又は容器包装の規格基準の見直しについて

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会  
平成24年3月2日

### 1. 経緯

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、食品用器具及び容器包装については、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。以下「370号告示」という。）において規格基準が定められているが、一部の乳及び乳製品の容器包装等については、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省告示第52号。以下「乳等省令」という。）において別途規格基準が定められている。

今般、牛乳、特別牛乳、雑菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の合成樹脂加工紙製容器包装の内容物に直接接触する部分以外に使用できる合成樹脂として、業界からの要望を踏まえ、ポリプロピレン及びナイロンを追加することについて、平成24年3月、厚生労働省から薬事・食品衛生審議会に対して諮問がなされた。

### 2. 改正内容

合成樹脂加工紙製容器包装においても、内容物に直接接触する部分以外にポリプロピレン及びナイロンを使用できることとする。

### 3. 審議結果

合成樹脂加工紙製容器包装においても、内容物に直接接触する部分以外にポリプロピレン及びナイロンを使用できることが適当である。

(参考)

○審議経過等

平成24年3月1日 厚生労働大臣より、薬事・食品衛生審議会に器具及び容器  
包装の規格基準の一部改正について諮問

平成24年3月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会

○薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会委員(◎は部会長)

阿 南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
有 菌 幸 司	熊本県立大学環境共生学部健康科学科教授
石 井 里 枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当専門研究員
竹 内 和 彦	独立行政法人産業技術総合研究所環境科学技術研究 部門総括研究員
◎西 島 正 弘	昭和薬科大学特任教授
早 川 和 一	金沢大学医薬保健研究域薬学系教授
広 瀬 明 彦	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究 センター総合評価研究室長
堀 江 正 一	大妻女子大学家政学部食物学科食安全学教室教授
松 岡 厚 子	国立医薬品食品衛生研究所医療機器部長
六 鹿 元 雄	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長
鰐 渕 英 機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する件新旧対照条文  
 ○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表</p> <p>四 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準</p> <p>(二) 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準</p> <p>(1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準</p> <p>1 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装（ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂、ナイロン、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレート（以下この号において「合成樹脂」という。）を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）、合成樹脂加工紙製容器包装（ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂、ナイロン、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレートを用いる加工紙（以下この号において「合成樹脂加工紙」という。）を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）、合成樹脂加工紙製容器包装（ポリエチレン加工紙、エチレン・1-アルケン共重合樹脂加工紙又はポリエチレンテレフタレート加工紙（以下この号において「合成樹脂加工紙」という。）を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）、金属缶（クリームの容器として使用するものに限る。以下この号において同じ。）又は組合せ容器包装（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあつては合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いる容器包装、クリームにあつては合成樹脂、合成樹脂加工紙又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）であつて、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。</p>	<p>別表</p> <p>四 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準</p> <p>(二) 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準</p> <p>(1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準</p> <p>1 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装（ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂、ナイロン、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレート（以下この号において「合成樹脂」という。）を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）、合成樹脂加工紙製容器包装（ポリエチレン加工紙、エチレン・1-アルケン共重合樹脂加工紙又はポリエチレンテレフタレート加工紙（以下この号において「合成樹脂加工紙」という。）を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）、金属缶（クリームの容器として使用するものに限る。以下この号において同じ。）又は組合せ容器包装（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあつては合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いる容器包装、クリームにあつては合成樹脂、合成樹脂加工紙又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ。）であつて、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。</p>